

本庁舎等整備に関する基本構想（案） 【概要版】

目次

- 第1章 現状と課題
- 第2章 目指すべき姿
- 第3章 施設整備の考え方
- 第4章 次年度以降の取組み

はじめに

熊本市本庁舎等（「議会棟を含む。」以下同じ。）は昭和56年（1981年）に竣工され、築後38年が経過し、施設・設備等の老朽化が進み、施設更新の時期を迎えていることから、平成29年度（2017年度）に長寿命化に向けた大規模改修の手法検討調査にあわせて耐震性能調査を実施したところ、本庁舎及び議会棟ともに現行の建築基準法の耐震基準を満たしておらず、耐震補強も実現困難であることが判明しました。

特に、本庁舎は、重要な防災拠点として災害対策本部での指揮・命令、総合調整はもとより、支援物資の調達や支給、罹災証明の発行、家屋の被災度調査、災害ごみの処理など、様々な業務を担う被災者支援の要であることから、大地震後も継続して使用できるよう想定されるあらゆるリスクに備える必要があります。熊本地震を経験した本市としては、**現行の建築基準法の耐震基準を満たしていないことが判明した以上、行政の責務として最悪の事態に備え万全の対応を取らなければならない**と考えています。

これらを踏まえ、本基本構想は、熊本市本庁舎等の目指すべき姿や施設整備の考え方等を取りまとめたものです。

本基本構想は、平成29年度（2017年度）の調査結果に基づいて策定しています。

なお、「庁舎整備に関する特別委員会」で調査結果の検証を行っており、その検証結果を踏まえ、必要に応じて改めて再検討していきます。

1 現状と課題

(1) 安全性

- ・ 現行の建築基準法の耐震基準を満たしていません。
- ・ 庁舎が浸水した場合、地下2階の電気・機械設備が水没する可能性があります。
- ・ 地震や水害などが発生し業務が継続できない場合は、被災者支援に支障をきたし、市民生活に重大な影響を及ぼします。

(2) 老朽化と狭あい化

- ・ 早急な設備の大規模改修が必要です。改修時にアスベスト除去作業も必要です。
- ・ 民間ビルの賃借料として年間1.7億円が発生しています。
- ・ 災害対策本部(指揮室、総合調整室)と情報支援室が同一フロアに配置できません。

(3) 利便性

- ・ 公共交通の利便性が高い場所に立地しています。(特性)
- ・ 待合ロビーが狭く、繁忙期は混雑し、来庁者の利便性が低下しています。

(4) 業務の効率性

- ・ 執務室が狭あい、会議室も恒常的に不足しています。
- ・ 執務室が民間ビル3棟に分散しています。
- ・ ICT化に必要な電気設備が不足し、配線等が露出している状況です。

(5) その他

- ・ 中心市街である周辺商業地に一定の経済波及効果を与えています。(特性)
- ・ 立地適正化計画、都市マスタープラン、中心市街地活性化基本計画の理念に整合しています。(特性)

庁舎整備の重要視点及び目指すべき姿を次の通り整理します。

1 重要視点

《最重要視点》

- ・ 防災拠点としての機能を最大限に発揮し、業務を維持・継続できる災害に強い庁舎

《重要視点》

- ・ 公共交通の利便性が高く、市民が利用しやすく・使いやすい庁舎
- ・ 業務効率と生産性の向上に資する機能的で効率的な庁舎
- ・ 中心市街地の活性化に資する庁舎

2 本庁舎等の目指すべき姿

(1) 防災拠点

- ・ 大地震に耐えられる耐震性能 I 類 (重要度係数1.5) の構造を有していること
- ・ 庁舎の機能維持に必要な機器・設備について、浸水被害想定に対応していること。
- ・ 防災機能向上のため、災害時に必要な機能が一体的に確保できること。

(2) 市民サービスの拠点

- ・ 中央区役所は特に公共交通の利便性が確保されていること。
- ・ 中央区役所は、わかりやすく、来庁者の動線に配慮したレイアウトが確保されていること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮されていること。など

(3) 高い機能性と維持管理費等のコスト縮減

- ・ 将来の組織改編にもフレキシブルに対応でき、新技術の導入に対応できること。
- ・ 維持管理費等のコスト縮減及び環境負荷の低減が図れること。

(4) まちのシンボルとなる庁舎

- ・ 市民が気軽に集い、憩えるような市民に愛される庁舎であること。
- ・ 「城下町くまもと」にふさわしい周辺空間と調和のとれた庁舎であること。など

第3章 施設整備の考え方

本庁舎等の目指すべき姿の実現に向けて、課題を踏まえ、施設整備の考え方を次のとおり整理します。

1 建替えの必要性

重要な防災拠点としての機能確保

- ・耐震性能不足への対応
- ・浸水に対する脆弱性への対応

市民サービス等の向上

- ・執務室の分散化、狭あい化への対応
- ・高度情報化への対応

経済面

- ・年平均本市負担額は
設備のみ改修：13.7億円 / 年
移転建替え：11.6億円 / 年

※早期建替えによる経済的メリット

- ・令和6年度までの建替え費用が合併推進事業債の対象となり、これを最大限に活用した場合の財源措置は約82億円となります。
- ・令和2年2月時点で起債の金利が0.1%程度と極めて低い状況であり、10年前の金利1.7%程度と比べると、償還利子の負担が約30億円少なくなります。
- ・民間ビルの賃借料年間約1.7億円が早期に解消されます。

熊本地震を経験した本市としては、安全性の観点はもとより、市民サービスの向上・業務の効率化、経済性の観点からも、目指すべき姿の実現のためには、**本庁舎等を建て替える方向で検討を進めます。**

また、建設にあたっては、補助金や交付税の有効活用、余剰床や跡地の活用等により可能な限り建設費にかかる本市負担の低減を図ります。

2 現地建替えと移転建替え

市民サービス

	現地建替え	移転建替え
公共交通の利便性	利便性を維持 ○	場所による —
仮設庁舎運用期間の市民サービス	仮設庁舎が広域に分散 △	仮設庁舎不要 ○

経済性

- ・現地建替えの場合、仮設庁舎費として約70億円の追加経費が発生

	現地建替え (竣工時期 2026年)	移転建替え (竣工時期 2024年)
イニシャルコスト a	456.6 億円	390.3 億円
補助金・交付税措置 b	98.1 億円	117.8 億円
市負担額 a - b	358.5 億円 △	272.5 億円 ○

現地建替えの場合での仮設庁舎利用期間中の市民サービスの低下や仮設庁舎設置に伴う経費の増加、合併推進事業債を十分に活用できないことによる本市負担額の増加等を総合的に勘案し、**移転建替えを優先して検討を進めます。**

3 本庁舎と中央区役所の配置



求められる建物の機能や立地条件が異なる

本庁舎と中央区役所は分棟して建設する案も含め、詳細な検討を進めます。 いずれにしても、市民サービスの低下を招くことがないよう、市民の利便性を最優先に検討を進めます。

第4章 次年度以降の取り組み

